

「蜂須賀正勝公 生誕500年」記念事業実施業務 公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名称

「蜂須賀正勝公 生誕500年」記念事業実施業務

(2) 業務の目的

徳島藩主蜂須賀家の家祖である「蜂須賀正勝公」が、令和8年に生誕500年を迎えることから、徳島の礎を築いた蜂須賀家の歴史や功績を学び、後世へと継承する機会を創出するとともに、徳島の文化に触れる記念事業を開催し、子どもから大人まで多くの方々に徳島の歴史・文化の魅力を再認識してもらい、「シビックプライド」の醸成を図る。

(3) 業務内容

別添「蜂須賀正勝公 生誕500年」記念事業実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）

(5) 委託上限額

金8,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 委託契約の方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす法人とし、委託業務を適格に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

単独で本業務を実施するほか、複数の法人により構成される集団（以下「コンソーシアム」という。）で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する団体（以下「構成団体」という。）のうちから代表団体を定めるものとし、代表団体が応募及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

なお、構成団体の構成員は、別のコンソーシアムの構成員となり、又は、単独で応募することはできない。また、構成団体のうち1者でも参加資格を満たさないときは、当該コンソーシアムは審査の対象外とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。

(2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 徳島県が定める物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年徳島県告示第 26 号）第 4 条第 1 項の規定による資格の審査により資格を有すると認められた者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されていない者。もしくは行政処分等を受け 2 年を経過した者。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (11) 徳島県税又は事業所の本社がある都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。

4 参加方法について

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出物	部数
ア 企画提案参加申込書（様式第 1 号）	1 部
イ コンソーシアム構成員一覧（様式第 2 号） ※共同提案を行う場合に限る	1 部
ウ 提案団体の概要（洋式第 3 号） ※共同提案を行う場合は、構成団体ごとに作成	1 部
エ コンソーシアム協定書の写し ※共同提案を行う場合に限る	1 部

オ	法人登記簿謄本 ※発行後3ヶ月以内の原本又はその写し	1部
カ	徳島県税又は事業所の本社がある都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書 ※発行後3ヶ月以内の原本又はその写し	1部
キ	直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに類する書類 ※確定申告書の写し等	1部
ク	企画提案書（任意様式 ※A4サイズ） 【記載内容】 ・業務に係る実施方針 ・具体的な企画提案 ・当該業務の実施体制及びスケジュール ・類似業務の実績	5部
ケ	見積書（任意様式） ※宛名は「徳島県知事 後藤田 正純」とし、消費税及び地方消費税の額を含む金額を記載すること ※経費の内訳を記載すること	5部

(2) 提出期限

内容	日程・期限
質問書提出期限（様式第4号）	令和8年3月27日（金）（必着）
企画提案参加申込書等提出期限（ア～キ）	令和8年3月27日（金）（必着）
企画提案書等の提出期限（ク、ケ）	令和8年4月3日（金）（必着）
企画提案書等審査	令和8年4月上旬（予定）
審査結果通知	令和8年4月中旬（予定）
契約締結	令和8年4月中旬（予定）

(3) 提出方法

郵送（期限内必着）又は持参により提出すること。

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）に提出すること。

(4) 提出先及び問合せ先

徳島県観光スポーツ文化部文化振興課文化創造室 文化創造担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 088-621-2119

メール bunkashinkouka@pref.tokushima.lg.jp

5 提出書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年3月27日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質問書（様式第4号）により行うものとし、4（4）に示す提出先まで電子メールにより送付するものとする。また、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

なお、口頭での質問は受け付けない。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や参加手続に関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

(4) 質問に関する回答

受け付けた質問に対する回答は、随時徳島県ホームページに掲載する。

6 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の（2）に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第5号）を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は郵送（書留で期限内必着）によること。

7 最優秀委託候補者の選定

(1) 企画提案の評価（採点）は、提出された企画提案書等について、別に設置する委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

(2) 選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(3) 企画提案の評価（採点）は、書面審査を基本とし、必要に応じてヒアリングの機会を設ける場合がある

(4) 評価基準及び評価（選定）方法については、選定委員会において、別添の評価基準に基づき企画提案書等の評価を行う。

(5) 評価結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀委託候補者の名称を県ホームページにて公表する。

(6) 次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

ア 3に記載する参加資格を満たさない者

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 2案以上の企画提案をした場合

エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(7) 提案者が1者であった場合においては、評価基準に基づき、総合的に審査の上、適否の評価を行う。

8 選定結果

(1) 提出書類を提出した全ての参加者に書面で通知するとともに県ホームページ等で公開する。

(2) 選定等に関する照会には一切応じない。

(3) 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

(4) 選定委員会において選定された契約予定者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない

9 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、契約予定者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

10 契約に関する事項について

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議・調整を行った上で、双方が合意するに至った場合に契約を締結する。
- (2) 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

11 その他留意事項について

- (1) 企画提案書は1者1提案までとする。
- (2) 企画提案はA4、11ポイント以上で作成し、説明資料を含むものとし、合わせて20ページ以内とする。
- (3) 企画提案に要する全ての経費は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、当該事業者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。
- (7) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。